

幼稚園就園奨励費補助の補助単価の見直し等に関する意見書

幼稚園に幼児を通園させている保護者の年齢は相対的に若いことから、その経済的負担は相当過重となっている。そのため、国は、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することなどを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して補助を行い、幼稚園への就園機会の確保を図っている。

一方で、今般の平成22年度予算の概算要求に当たり、この制度については、子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化及び保育所の保護者負担との均衡を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直すこととされた。

この結果、生活保護世帯を含む年収360万円以下の世帯に対する補助単価は大幅に増額とされたものの、年収が360万円を超え680万円以下である世帯に対する補助単価は一部を除き減額とされ、特に第1子にあっては、62,200円から25,000円へと半額以下に減額となることが強く懸念されている。

世帯の内訳について本市の場合で見ると、生活保護世帯を含む年収360万円以下の世帯の補助対象児童数が国の補助対象児童数全体の16%に過ぎないのに対し、年収が360万円を超え680万円以下である世帯の補助対象児童数が84%と大多数を占めており、景気が低迷する中でこれだけ多くの保護者に対する補助を減額し、今以上の負担を求めることは、市民生活に大きな影響を与えることとなる。

また、本市では、年収が680万円を超えて国の「就園奨励事業」の補助対象外となっている世帯にも市単独で補助を行っているが、この補助対象となる児童数が全幼稚園児童数の48%を占めており、ここにも国が補助対象を拡大することが求められる。

よって、国におかれては、幼稚園就園奨励費補助の補助単価の見直しに当たり補助単価の減額を行わないとともに、新たに補助対象を拡大し、保護者負担の軽減が図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣